

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	集会施設の使用許可		
根拠法令及び条項	蓮田市公民館設置及び管理条例第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 14日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月22日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

蓮田市公民館設置及び管理条例

(使用の許可)

第8条 教育委員会は、公民館の事業に支障のない範囲で次の各号のいずれかに該当する者に公民館の使用を許可する。

- (1) 蓮田市民
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めたもの

2 教育委員会は、公民館使用を許可する場合において公民館の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公民館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 法第23条に違反するとき。
- (3) 公民館の管理上支障があるとき。